

# 第165期 中間決算公告

2025年12月25日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社 横浜銀行  
代表取締役頭取 片岡 達也

中間貸借対照表(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,294,140	預金	18,125,717
コールローラン	272,092	譲渡性預金	253,068
買入金銭債権	25,056	コールマネー	112,341
特定取引資産	1,402	売現先勘定	81,271
金銭の信託	12,709	債券貸借取引受入担保金	55,426
有価証券	2,779,939	借用金	1,905,485
貸出金	15,236,509	外國為替	871
外國為替	25,399	信託勘定借	49,447
その他の資産	221,150	その他の負債	300,662
その他の資産	221,150	未払法人税等	20,590
有形固定資産	140,013	その他の負債	280,072
無形固定資産	16,608	賞与引当金	4,392
前払年金費用	41,281	株式報酬引当金	203
支払承諾見返	46,705	睡眠預金払戻損失引当金	1,284
貸倒引当金	△ 65,557	偶発損失引当金	924
		繰延税金負債	16,510
		再評価に係る繰延税金負債	16,162
		支払承諾	46,705
		負債の部合計	20,970,475
(純資産の部)			
資本金	215,628		
資本剰余金	177,244		
資本準備金	177,244		
利益剰余金	564,379		
利益準備金	38,384		
その他利益剰余金	525,995		
固定資産圧縮積立金	2,130		
別途積立金	118,234		
繰越利益剰余金	405,630		
株主資本合計	957,252		
その他有価証券評価差額金	84,637		
繰延ヘッジ損益	429		
土地再評価差額金	34,657		
評価・換算差額等合計	119,724		
純資産の部合計	1,076,976		
資産の部合計	22,047,452	負債及び純資産の部合計	22,047,452

中間損益計算書（ 2025年 4月 1日から  
2025年 9月 30日まで ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	186,811
資 金 運 用 収 益	147,557
( う ち 貸 出 金 利 息 )	( 104,868 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	( 23,996 )
信 託 報 酬	141
役 務 取 引 等 収 益	34,852
特 定 取 引 収 益	6
そ の 他 業 務 収 益	2,608
そ の 他 経 常 収 益	1,645
経 常 費 用	118,141
資 金 調 達 費 用	41,560
( う ち 預 金 利 息 )	( 24,952 )
役 務 取 引 等 費 用	9,820
そ の 他 業 務 費 用	12,269
當 業 経 常 費 用	53,897
そ の 他 経 常 費 用	592
経 常 利 益	68,670
特 別 損 失	222
固 定 資 産 処 分 損	222
税 引 前 中 間 純 利 益	68,447
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20,088
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,393
法 人 税 等 合 計	18,694
中 間 純 利 益	49,753

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### **重要な会計方針**

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

③ ②以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

④ 上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、要注意先については信用リスクの程度に応じて今後3年間または今後1年間、正常先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,481百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）

による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

#### 8. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

**注記事項**

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 46,927 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に 36,122 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	51,053 百万円
危険債権額	110,236 百万円
三月以上延滞債権額	5,170 百万円
貸出条件緩和債権額	4,939 百万円
合計額	171,400 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,084百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

**担保に供している資産**

現金預け金	42,600 百万円
有価証券	1,605,813 百万円
貸出金	1,328,879 百万円
その他の資産	2,794 百万円

**担保資産に対応する債務**

預金	42,882 百万円
売現先勘定	81,271 百万円
債券貸借取引受入担保金	55,426 百万円
借用金	1,878,169 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 30,864百万円及びその他の資産 62,029百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 2,653百万円、金融商品等差入担保金 20,170百万円及び保証金 3,728百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,113,552百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,624,460百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 126,408百万円

9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 68,340百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 49,447百万円であります。

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は、

14.86%であります。

## (有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,336	6,337	0
	小計	6,336	6,337	0
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	80,053	68,659	△11,394
	地方債	781,798	749,087	△32,710
	社債	200	188	△11
	その他	—	—	—
	小計	862,052	817,934	△44,117
合計		868,388	824,272	△44,116

## 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものは該当ありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の中間貸借対照表計上額は、次のとおりあります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	24,063
関連法人等株式	8,892
合計	32,956

（注）子会社・子法人等及び関連法人等への出資金（13,970百万円）は含めておりません。

## 3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	211,517	73,783	137,733
	債券	21,652	21,571	80
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	21,652	21,571	80
	その他	507,489	473,368	34,121
小計		740,658	568,723	171,935
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	8,141	8,928	△787
	債券	815,304	847,859	△32,555
	国債	410,113	416,356	△6,243
	地方債	111,822	116,388	△4,565
	社債	293,368	315,114	△21,746
	その他	241,280	261,021	△19,740
	小計	1,064,726	1,117,810	△53,083
合計		1,805,385	1,686,533	118,852

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	11,850
組合出資金	53,178

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、61百万円（うち、株式 19百万円、債券 42百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

#### （金銭の信託関係）

##### 1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

##### 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの (百万円)
その他の金銭の信託	12,709	12,684	25	25	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

## 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	20,772百万円
有価証券償却	2,501百万円
融資関連手数料	7,002百万円
その他	<u>6,055百万円</u>
繰延税金資産小計	36,331百万円
評価性引当額	<u>△2,944百万円</u>
繰延税金資産合計	33,387百万円

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	36,926百万円
繰延ヘッジ損益評価差額	197百万円
退職給付信託設定・返還益	4,636百万円
その他	<u>8,136百万円</u>
繰延税金負債合計	49,898百万円
繰延税金負債の純額	<u>16,510百万円</u>

(注) 当行はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	894円07銭
1株当たりの中間純利益金額	41円30銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## 信託財産残高表(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	49,447	金 銭 信 託	49,447
合 计	49,447	合 计	49,447

(注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

## 金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	49,447	元 本	49,447
計	49,447	計	49,447

# 第165期 中間決算公告

2025年12月25日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社 横浜銀行  
代表取締役頭取 片岡 達也

中間連結貸借対照表(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	3,344,802	預 金	18,570,218
コールローン及び買入手形	272,092	譲 渡 性 預 金	209,068
買 入 金 銭 債 権	26,460	コールマネー及び売渡手形	112,341
特 定 取 引 資 産	1,402	売 現 先 勘 定	81,271
金 銭 の 信 託	12,709	債券貸借取引受入担保金	55,426
有 價 証 券	2,831,703	借 用 金	1,957,842
貸 出 金	15,606,747	外 国 為 替	871
外 国 為 替	25,399	信 託 勘 定 借	49,447
そ の 他 資 産	348,821	そ の 他 負 債	368,743
有 形 固 定 資 産	141,189	賞 与 引 当 金	5,121
無 形 固 定 資 産	17,316	株 式 報 酬 引 当 金	205
退職給付に係る資産	56,753	退職給付に係る負債	975
繰 延 税 金 資 産	3,348	睡眠預金払戻損失引当金	1,288
支 払 承 諾 見 返	48,936	偶 発 損 失 引 当 金	1,433
貸 倒 引 当 金	△ 74,821	特 別 法 上 の 引 当 金	29
		繰 延 税 金 負 債	21,084
		再評価に係る繰延税金負債	16,162
		支 払 承 諾	48,936
		負 債 の 部 合 計	21,500,468
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		利 益 剰 余 金	629,172
		株 主 資 本 合 計	1,022,045
		その他有価証券評価差額金	88,533
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	429
		土 地 再 評 価 差 額 金	34,657
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,164
		退職給付に係る調整累計額	10,724
		その他の包括利益累計額合計	135,508
		非 支 配 株 主 持 分	4,839
		純 資 産 の 部 合 計	1,162,394
資 产 の 部 合 計	22,662,862	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,662,862

中間連結損益計算書（2025年4月1日から  
2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	208,679
資 金 運 用 収 益	147,005
( う ち 貸 出 金 利 息 )	( 108,535 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	( 19,306 )
信 託 報 酬	141
役 務 取 引 等 収 益	40,306
特 定 取 引 収 益	247
そ の 他 業 務 収 益	17,535
そ の 他 経 常 収 益	3,443
経 常 費 用	138,316
資 金 調 達 費 用	42,057
( う ち 預 金 利 息 )	( 25,378 )
役 務 取 引 等 費 用	7,220
そ の 他 業 務 費 用	25,467
當 業 経 常 費 用	61,318
そ の 他 経 常 費 用	2,252
経 常 利 益	70,362
特 別 損 失	288
固 定 資 産 処 分 損	288
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	70,074
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,825
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,382
法 人 税 等 合 計	20,443
中 間 純 利 益	49,631
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	126
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	49,504

# 株式会社 横浜銀行

## 連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8 社

主要な会社名

株式会社神奈川銀行

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀TT証券株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 16 社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 10 社

投資事業等を営む子会社が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3 社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

PT Bank Resona Perdania

PT Resona Indonesia Finance

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 16 社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 5 社

主要な会社名

千葉・横浜パートナーシップ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

8 社

## 会計方針に関する事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っています。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～60年

その他：2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2) 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

(3) (2)以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(4) 上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、要注意先については信用リスクの程度に応じて今後3年間または今後1年間、正常先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,837百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 10. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年から15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 13. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

## 株式会社 横浜銀行

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

### 15. グループ通算制度の適用

当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、グループ通算制度を適用しております。

**注記事項**

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 20,728 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に 36,122 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	54,280 百万円
危険債権額	118,074 百万円
三月以上延滞債権額	5,170 百万円
貸出条件緩和債権額	6,043 百万円
合計額	183,569 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,647 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	42,600 百万円
有価証券	1,639,875 百万円
貸出金	1,328,879 百万円
その他資産	2,794 百万円

## 株式会社 横浜銀行

### 担保資産に対応する債務

預金	42,882 百万円
売現先勘定	81,271 百万円
債券貸借取引受入担保金	55,426 百万円
借用金	1,904,969 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 34,774 百万円及びその他資産 62,049 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 2,653 百万円、金融商品等差入担保金 20,170 百万円及び保証金 4,227 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,074,872 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,638,464 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 178,628 百万円

9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 68,340 百万円であります。

11. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は 15.37% であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 49,447 百万円であります。

株式会社 横浜銀行

(中間連結損益計算書関係)

中間包括利益 100,000 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	868,648	824,528	△44,120
その他有価証券（＊1）	1,876,280	1,876,280	—
(2) 貸出金	15,606,747		
貸倒引当金（＊2）	△74,013		
	15,532,733	15,507,807	△24,926
資産計	18,277,663	18,208,616	△69,046
(1) 預金	18,570,218	18,566,760	△3,457
(2) 譲渡性預金	209,068	209,068	—
(3) 借用金	1,957,842	1,957,554	△288
負債計	20,737,128	20,733,382	△3,746
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,627	10,627	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,982)	(2,982)	—
デリバティブ取引計	7,645	7,645	—

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## 株式会社 横浜銀行

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2) (*3)	12,773
組合出資金 (*4) (*5)	53,272

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 関連法人等の株式 6,602百万円は含めておりません。

(\*3) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円、組合出資金について346百万円の減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*5) 非連結の子会社及び子法人等、並びに関連法人等への出資金 14,126百万円は含めておりません。

## 株式会社 横浜銀行

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券				
国債	438,201	—	—	438,201
地方債	—	126,931	—	126,931
社債	—	255,678	73,824	329,502
株式	217,442	18,981	—	236,424
その他（＊1）	44,905	489,750	133,695	668,351
資産計	700,550	891,342	207,519	1,799,411
デリバティブ取引（＊2）				
金利関連	—	8,217	—	8,217
通貨関連	—	△604	—	△604
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	32	32
デリバティブ取引計	—	7,613	32	7,645

## 株式会社 横浜銀行

(＊1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は 67,119百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は 9,749百万円であります。

### ①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	57,049
当期の損益又はその他の包括利益	—
損益に計上 (*)	—
その他の包括利益に計上	69
購入、売却及び償還の純額	10,000
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	67,119
当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*)	—

(\*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

### ②第24-3項の取扱いを適用した投資信託の当中間連結会計期間末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

解約申込から解約約定までに数か月を要するもの 67,119百万円

### ③第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	9,647
当期の損益又はその他の包括利益	—
損益に計上 (*)	—
その他の包括利益に計上	101
購入、売却及び償還の純額	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	9,749
当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*)	—

(\*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(＊2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

# 株式会社 横浜銀行

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	68,659	—	—	68,659
地方債	—	749,343	—	749,343
社債	—	188	—	188
その他	—	6,337	—	6,337
貸出金	—	—	15,507,807	15,507,807
資産計	68,659	755,868	15,507,807	16,332,336
預金	—	18,566,760	—	18,566,760
譲渡性預金	—	209,068	—	209,068
借用金	—	1,957,554	—	1,957,554
負債計	—	20,733,382	—	20,733,382

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル1の時価に、地方債及び社債（私募債を除く）は主にレベル2の時価に分類しております。その他に含まれる資産担保証券は、取引金融機関から提示された価格等によっており、主にレベル3の時価に分類しております。私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル2の時価に分類しております。

新株予約権は、オプション評価モデル及び上場確率により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借用金については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしており、債券先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等あります。また、取引相手別の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.0%–13.0%	0.4%
		倒産時の損失率	20.0%–100.0%	69.5%
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	10.0%	10.0%

## 株式会社 横浜銀行

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間連結貸借 対照表日において保有する金融資産及び金融 負債の評価 損益 (*)
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券 その他有価証券 社債 その他	76,534 131,647	△42 △186	42 257	△2,710 1,977	— —	— —	73,824 133,695	— —
資産計	208,181	△228	299	△732	—	—	207,519	—
デリバティブ取引 その他	44	0	—	△12	—	—	32	—
デリバティブ取引計	44	0	—	△12	—	—	32	—

(\*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門等において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

#### 倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

#### 倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

#### 上場確率

上場確率は、新株予約権の発行会社が上場する確率を示す推定値であります。上場確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

# 株式会社 横浜銀行

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,336	6,337	0
	小計	6,336	6,337	0
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	80,053	68,659	△11,394
	地方債	782,058	749,343	△32,714
	社債	200	188	△11
	その他	—	—	—
	小計	862,312	818,190	△44,121
合計		868,648	824,528	△44,120

## 2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	227,301	82,673	144,627
	債券	26,748	26,625	122
	国債	5,096	5,054	41
	地方債	—	—	—
	社債	21,652	21,571	80
	その他	509,218	474,901	34,316
	小計	763,268	584,200	179,067
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	9,123	9,930	△807
	債券	867,887	901,757	△33,870
	国債	433,105	440,039	△6,933
	地方債	126,931	131,905	△4,974
	社債	307,850	329,812	△21,962
	その他	241,793	261,572	△19,778
	小計	1,118,804	1,173,260	△54,456
合計		1,882,072	1,757,461	124,611

## 株式会社 横浜銀行

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、61百万円（うち、株式19百万円、債券42百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

### （金銭の信託関係）

#### 1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

#### 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	12,709	12,684	25	25	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 960円96銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 41円09銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。